2019年4月1日

関係業者各位

社会医療法人 川島会
理事長　水口　潤

医師及びコメディカル（薬剤師・技師・看護師等）に対する
営業等活動に関する面会について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は当院経営に際しまして、ご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件に関する取扱いについては、次のとおり定めています。
27年度分の川島病院施設使用申請書を速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

1　対象となる営業等活動
医師及びコメディカル(薬剤師・技師・看護師等）に対する全ての営業等活動に関する面会（以下[面会」という。）を対象とします。
ただし、次の場合は除きます。
・当院の物品調達等に関する契約、納品、打合せ等の場合
・その他当院からの来院要請の場合

2　入所許可申請及び面会許可証の着用について
面会をされるにあたっては、予め「川島病院施設使用申請書（様式第1号）」（入所の許可申請書）を総務課に提出してください。
当院へ入所される際には、総務課（あるいは病院受付）で身分が証明できるものを提示し、面会許可証（様式第2号）を受け取って着用し、離院される時には総務課　（あるいは病院受付）に返却していただきます。
面会許可証を着用しないで当院へ入所した場合には、今後当院への出入りを禁じることがありますので、必ず面会許可証を着用してください。
入所許可に関する手続き・お問い合わせは、2号館3階　用度課へお尋ねください。
《川島病院用度課　電話　（088）631－0782》

3　面会時間
原則として、午後5時以降とします。
（ただし、理事長面会及び院長面会で許可されたものは除きます。）

4　面会の申込みについて
医師等への面会に際しては、この文書の内容をご承知の上、事前に電話・メール等で医師等の許可を得てください、。

なお、理事長への面会に際しては、事前に理事長面会申込書（様式第3号）に必要事項

を記入の上総務課へ提出し、面会の許可を受けてください。

５　ホームページによるお知らせ

当院のホームページでも、このことについてお知らせしています。

申請様式等についても掲載しておりますので、ご利用ください。

《ホームページアドレス　http://khg.or.jp/ 》

（様式第１号）